

政府

ヴェトナム社会主義共和国

独立—自由—幸福

番号：58/2009/ND-CP

ハノイ，2009年7月13日

民事判決執行手続について

民事判決執行法のいくつかの条項の細則を規定し，施行を案内する議定¹

政府は

2001年12月25日付け政府組織法に基づき；
2008年11月14日付け民事判決執行法に基づき；
司法省大臣の提議を検討して，

議定する：

第I章 一般規定

第1条 調整範囲

本議定は，民事判決執行活動における国家管理の要求に応えるため，民事判決執行手続について，民事判決執行法46条，60条，65条，73条，85条，86条，98条の細則を規定するとともに，いくつかの内容の執行を案内する。

第2条 判決執行申立時効

1. 当事者は，民事判決執行法30条1項が規定する判決執行申立時効内に，判決の執行を申し立てる権利を有する。
2. 不可抗力又は客観的な障害により本条1項が規定する期間内に判決執行申立書を提出することができなかつた場合，当事者は，判決の執行について管轄を有する民事判決執行機関の首長に対し，審査の提議書を提出する権利を有する。不可抗力又は客観的な障害が生じ，適時に判決執行の申立てができなかつた期間は，判決執行申立時効に算入されない。
3. 不可抗力又は客観的な障害とは，次のいずれかの場合である。

¹ 本稿は，平成26年1月23日付けの仮訳であり，平成25年10月14日付け政府議定第125号（125/2013/ND-CP）による改正を反映している。

- a) 不可抗力とは、天災、火災、戦禍の場合である。
- b) 客観的な障害とは、当事者が故意、過失によらず判決、決定を受け取ることができない場合；当事者が国境、島嶼地域へ出張し、適時に判決執行申立書を提出することができない場合；重度の事故、病気により意識を失い、入院治療すべき場合；あるいは審理機関、民事判決執行機関又はその他の機関、個人の故意、過失により、当事者が適時に判決執行を申し立てることができない場合；あるいは当事者が死亡し、未だ相続人を確定することができない場合；組織が統合、合併、分割、分離、解体、株式会社化され、未だ法令の規定に基づき判決執行の申立権を有する新しい組織、個人を確定することができない場合である。

4. 提議書には、申立人の氏名、住所；申立地の民事判決執行機関の名称；判決執行債権者²、判決執行債務者³の氏名、住所、判決執行の内容、適時に判決執行の申立てができなかった理由を明記しなければならない。提議書には、執行を申し立てる判決書、決定書及び適時に判決執行の申立てができなかった理由を証明する資料を添付しなければならない。

天災、火災、戦禍が生じ、又は当事者が死亡し、未だ相続人を確定することができないため、若しくは地方でその他の客観的な障害が生じたため適時に判決執行の申立てができなかった場合、その者の居住地の社級人民委員会の確認が必要である。入院治療のため適時に判決執行の申立てができなかった場合、県級以上の医療組織の確認又は入院、退院書面が必要である。出張要求のため適時に判決執行の申立てができなかった場合、機関、単位の長の確認又は当該機関、単位の出張書面が必要である。その他の不可抗力又は客観的な障害により適時に判決の執行を申し立てることができなかった場合、権限を有する機関の確認又はその他の合法的な証明資料が必要である。

権限を有する組織、個人の確認には、当事者が適時に判決執行の申立てをすることができない原因となった不可抗力又は客観的な障害が生じた地点、内容及び日時を明示しなければならない。

第3条 判決執行の合意

1. 判決の執行に関する当事者の合意は、合意の日時、地点、内容を明記し、合意に参加した各当事者の署名、合意が行われた地の社級人民委員会の確認がある文書によりなされなければならない。

² 原文では、“người được thi hành án”（判決の執行を得る者）である。

³ 原文では、“người phải thi hành án”（判決を執行しなければならない者）である。

判決執行債務者が宣告された判決，決定の内容と異なる判決執行を求め，判決執行債権者債権者が了承した場合，判決執行は当該要求に従って実現される。

判決執行機関に執行の組織を申し立てる前の合意は，当事者により任意に実現される。

2. 民事判決執行機関の首長が判決執行決定を発行した後，当事者は執行官に対し，合意に立ち会うよう求める権利を有する。判決執行の解決を任された執行官は，立ち会い，合意文書に署名する責任を有する。合意が法令の禁止条項に違反し，又は社会道徳に反する場合，執行官は，拒否する権利を有するが，調書を作成し，理由を明記しなければならない。

民事判決執行機関の庁舎外で執行官に合意への立会いを求め，費用を発生させた者は，民事判決執行機関に合理的な費用を支払わなければならない。

3. 当事者が合意した内容に従って任意に履行しない場合，民事判決執行機関は，判決，決定の内容，判決執行申立書及び合意に基づき執行された結果に基づき，判決執行決定を発する。

民事判決執行機関が執行を組織している間に，当事者が民事判決執行機関に判決，決定の一部又は全部の執行を求めないことを合意した場合，当事者の合意に従い，民事判決執行機関は，民事判決執行法 50 条 1 項 c 号の規定に基づき，執行を求めない旨合意した部分について判決執行停止決定を発する。ただし，合意が法令の禁止条項に違反し，社会道徳に反し，実体と合わず，第三者の権利及び合法的な利益に影響を与え，又は判決執行費用を回避するためである場合を除く。合意が，財産が判決執行のため売却され，他人に引き渡された後に成立した場合，判決執行のため財産を購入した者又は財産を受領した者の同意を得なければならない。

第 II 章 民判決執行手続

第 4 条 判決執行申立書の受領

1. 申立人に対する受領書の発給又は郵便による送付は，申立書を受領した後直ちに行わなければならない。
2. 判決執行申立書には，民事判決執行法 31 条の規定に従った内容を十分に記載しなければならない。

判決執行申立書に規定に従った内容が十分に記載されていない場合，又は判決

- 執行債務者の判決執行条件に関する情報が明記されておらず、検証⁴の申立てもない場合、民事判決執行機関は、判決執行決定を発する前に、当事者に判決執行申立書の内容を補充するよう通知する。通知を受けた日から 15 日以内に、判決執行債権者が補充をしない、又は民事判決執行法 31 条が規定する内容に沿った補充をしない場合、民事判決執行機関は、判決執行申立書を受理せず、当事者に対する回答文書を作成する。ただし、不可抗力又は客観的な障害による場合を除く。
3. 判決執行申立書の受領を拒否する根拠があるときは、申立書を受領した日から 5 営業日以内に、民事判決執行機関は当事者に対し、申立書の受領を拒否すること及び理由を明記した通知書を送付しなければならない。

第 5 条 判決執行決定の発出

1. 民事判決執行機関の首長は、一つの判決、決定中の職権⁵で執行する各項目について一つの共通の判決執行決定を発する。ただし、本条 2 項及び 3 項が規定する場合を除く。
2. 一つの判決、決定中に金銭、財産の返還に関する各職権項目がある場合、判決執行債権者ごとに、民事判決執行機関の首長は、当該各項目について一つの判決執行決定を発する。
3. 一つの判決、決定中に複数の判決執行債務者が存在し、相互に異なる複数の職権項目がある場合、判決執行債務者ごとに、民事判決執行機関の首長は、その者が執行しなければならない職権で執行する各項目について一つの共通の判決執行決定を発する。ただし、本条 2 項が規定する場合を除く。
4. 連帯の権利、義務を執行する場合、民事判決執行機関の首長は、連帯の権利、義務を有する者らについて一つの共通の判決執行決定を発する。
5. 民事判決執行機関の首長は、判決執行申立書ごとに、一つの判決執行決定を発する。判決、決定中に複数の判決執行債権者に対する一人の判決執行債務者が存在し、各当事者が同時に判決執行申立書を提出する場合、民事判決執行機関の首長は、複数の申立書について一つの共通の判決執行決定を発する。

判決、決定に基づき複数の者が一つの具体的な財産を受け取ることができるが、一部の者のみが判決執行を申し立てる場合、民事判決執行機関の首長は、申立てをした者たちについて判決執行決定を発すると同時に、当該判決、決定に基づくその他の判決執行債権者らに対し、通知を受けた日から 30 日以内に判決執行の申

⁴ 原文では、“xác minh”である。

⁵ 原文では、“chủ động”である。

立てをするよう通知する。上記期間が終了したが、通知を受けた者が判決執行を申し立てない場合、執行官は、判決執行の申し立てをした者に対する財産の引渡しを組織し、管理させる。当該財産に対する判決執行債権者の権利、合法的な利益は、合意又は法令の規定に従って解決される。

6. 不可抗力又は客観的な障害が生じた期間を控除した後、判決執行申立時効が残る場合、民事判決執行機関の首長は、判決執行申立時効回復決定を発する。判決執行申立時効回復決定を発した日から 5 営業日以内に、民事判決執行機関の首長は、判決執行決定を発しなければならない。判決執行申立時効が終了した場合、民事判決執行機関は、本議定 4 条 3 項の規定に従って判決執行申立書の受領を拒否する。

判決執行決定を発したが、判決執行申立時効が終了している場合、民事判決執行機関の首長は、発行した判決執行決定を撤回する⁶決定を発する。判決執行申立時効が終了した判決、決定について判決執行決定を発する際に故意、過失があった者は、法令の規定に従って責任を負う。

第 6 条 判決執行の条件の検証

1. 判決執行債権者は、自ら又は他人に委任して判決執行条件を検証する権利を有する。判決執行債務者の財産、口座に関する情報を把握し、又は財産、口座を管理している機関、組織、個人は、判決執行債権者又は判決執行債権者の委任に基づく代理人が請求するときは、請求を受けた日から 5 営業日以内に、情報を提供する責任を有する。ただし、不可抗力又は客観的な障害による場合を除く。機関、組織、個人が提供を拒否する場合、文書で回答し、理由を明記しなければならない。

検証の結果は、公認⁷され、判決執行を組織するための根拠となる。ただし、執行官が再度の検証が必要と認める場合を除く。執行官の再度の検証は、当事者が提供する検証の結果を受け取った日から 10 日以内に行われる。

判決執行債務者の執行条件について事実と異なる情報を提供した判決執行債権者、機関、組織、個人は、法令の前に責任を負い、発生した費用を支払わなければならない。損害を生じさせた場合には賠償しなければならない。

2. 判決執行債権者は、執行官に判決執行条件の検証を求めるときは、自身又は委任に基づく代理人が、判決執行債務者の財産に関する情報を把握し、又は財産、

⁶ 原文では、“thu hồi”である。

⁷ 原文では、“công nhận”である。

口座を管理している機関、組織、個人に対する検証を行ったが結果を得られなかったことを証明するため、業務記録又はその他の合法的な資料を提出しなければならない。ただし、判決執行債権者が、政策家族に属し、革命に貢献した場合、又は孤独者、障害者、慢性的な病人であり、本議定 32 条 2 項の規定に従い権限を有する機関の確認⁸を受けた場合を除く。

判決執行債権者又は委任を受けた者が、直接又は書面により請求し、請求の日から 1 か月が経過したが、正当な理由がないのに、機関、組織、個人から回答書面を受領できていないことを証明したときは、機関、組織、個人に対する検証は結果が得られなかったものとみなす。

3. 判決執行債務者が、申立てに基づく判決執行義務項目及び民事判決執行機関の首長が職権により判決執行決定を発する判決執行義務項目を同時に執行しなければならない場合、当事者の判決執行条件の検証は、判決執行債務者が職権による義務項目の執行を完了するまでに、執行官が職権により行う。

執行官が職権により行った検証の結果は、申立てに基づく義務項目の執行を組織するためにも、公認される。判決執行債務者の続行的な財産の検証は、判決執行債権者の申立てに基づき行われる。

4. 直接検証するときは、執行官は、当事者の陳述又はその他の機関、組織が提供した内容に基づき、経済条件、財産の現状を具体的に検証しなければならない。判決執行債務者は、判決執行のため、各種財産、収入及び財産、収入に関する情報の一覧表を作成し、当該一覧表の真実性を誓約する責任を有する。

所有権、使用権を登記し、担保取引を登記すべき各財産については、当該財産を登記する機関において検証しなければならない。

機関、組織である判決執行債務者については、執行官は、財産を直接審査⁹し、資本、財産の管理記録を検査¹⁰し、判決執行債務者の財産、口座に関する情報を管理、保管、保有しているその他の関係機関、組織において検証しなければならない。

執行官は、検証が必要な内容を明らかにするため、専門機関又は専門家を招聘する権利を有する。

各機関、組織、社級の司法、戸籍公職者及び関係する個人は、執行官の要求に応じ、提供した情報の内容について責任を負う。

⁸ 原文では、“xác nhận”である。

⁹ 原文では、“xem xét”である。

¹⁰ 原文では、“kiểm tra”である。

5. 職権により判決執行すべきだが、判決執行債務者に判決執行条件が整っていない判決執行については、少なくとも6か月に1度、執行官は、当事者の判決執行条件の検証を行わなければならない。判決執行債務者に判決執行条件が整っておらず、懲役刑の執行を受けている又は新しい住所、居住地を確定できない場合、各回の検証間の期間は1年を超えてはならない。

申立てに基づく判決執行条件の検証範囲は、判決執行債権者の申立てに従う。判決執行債権者は、判決執行債務者が判決執行のための財産を有することを証明する義務を負い、民事判決執行機関の首長が判決執行申立書の返却決定を発した場合、判決執行債権者は、再度判決執行を申し立てる。

6. 判決執行条件を検証する際、執行官は、執行官証又は判決執行条件の検証権限を有する者であることを証明する書面を提示しなければならない。直接検証する場合、調書を作成しなければならない。機関、組織、個人を通じて検証する場合、検証した内容及びその他の必要な情報を明記した文書を作成する。ヴェトナム社会保険、各信用組織、土地使用権登記事務所、担保取引登記、公証機関、判決執行債務者の財産、口座の情報を把握し又は財産や口座を管理しているその他の各機関、組織は、執行官の請求文書を受け取った日から3営業日以内に、執行官に対して文書により回答する責任を有する。

7. 民事判決執行は、次の場合には判決執行条件が備わっていないものとみなす。

- a) 民事判決執行法51条1項が規定する場合
- b) 法令の規定に基づき判決執行を延期、一時停止する場合

第7条 判決執行の通知

1. 当事者、利害関係人¹¹に対する直接通知は、次のとおり行う。

- a) 執行官、判決執行活動を行う公職者が、通知が必要な文書を被通知者に交付する。
- b) 郵便配達人；判決執行機関から委任を受けた者；被通知者が住所、居所を有し、就業し、懲役刑の執行を受ける地の集落の長¹²；社級の人民委員会、公安；機関、単位の長；刑務所、拘置所の刑務官が、通知が必要な文書を被通知者に交付する。

2. 当事者、利害関係人が電信、ファクシミリ、電子メール又はその他の形式による通知の受領を求める場合、民事判決執行機関に障害を与えない限り、直接通知は当該形態により行うことができる。

¹¹ 原文では、“người có quyền, nghĩa vụ liên quan”（関連する権利、義務を有する者）である。

¹² 原文では、“tổ trưởng tổ dân phố; trưởng thôn, làng, ấp, bản, khóm, buôn, phum, sóc”

3. 当事者，利害関係人は，連絡住所を変更するときは，新しい住所へ通知できるよう，判決執行を組織する権限を有する民事判決執行機関に速やかに通知しなければならない。当事者，利害関係人が新しい住所を通知しない場合，以前に確定された住所への通知は適式であるとみなされる。

第8条 判決執行の保全及び強制措置の適用

1. 執行官は，判決，決定の内容；判決執行の性質，程度，義務；債務者の条件，当事者の申立て及び地方の実状に基づき，適切な判決執行の保全措置，強制措置の適用を選択する。

判決執行の保全，強制措置の適用は，判決執行債務者の義務及び必要な費用と相応するものでなければならない。判決執行債務者が判決執行すべき義務の数倍の価値のある唯一の財産を有しており，この財産を分割することができない，又は分割すれば財産の価値が著しく減少する場合，執行官は判決執行のため保全，強制措置を適用する権利を有する。

2. 民事判決執行法が規定する場合のほか，民事判決執行機関は，旧正月の前後15日間：判決執行債務者である政策対象者にとって伝統的な日には，人員を動員して判決執行の強制を組織しない。
3. 必要な場合，省級及び県級の判決執行機関の首長は同級の人民委員会の主席に対し，軍区の判決執行機関の首長は軍区の指令に対し，大型，複雑で地域の治安，政治，社会安全秩序に影響を与える事件の執行の強制を組織する少なくとも5営業日前に，民事判決執行法172条1項，173条2項及び174条2項の規定に従って報告する。
4. 財産が財産受領権者に実際に引き渡され，その者が財産交付，受領調書に署名した後は，当事者に奪還されたとしても，民事判決執行機関は，財産を財産受領権者に再度引き渡す責任を負わない。財産を受領した者は，人民委員会又は権限を有する機関に解決を請求する権利を有する。

第8条 a 判決執行の権利，義務の移転

1. 企業が株式会社への転換を行ったため，民事判決執行法54条1項e号の規定に基づき判決執行の権利，義務が移転した場合で，それまでに自身の判決執行の権利，義務を実現していないときは，転換後に，株式会社は判決執行の権利，義務の実現を継続する。
2. 相続に関する法令の規定に基づき，判決執行の権利，義務が他人に移転した場合，民事判決執行機関は次のとおり処理する。

- a) 財産返還に関する義務の執行で、判決執行債務者が死亡したが、当該財産を直接管理、使用している者がいる場合、民事判決執行機関は、判決執行債務者の財産の管理、使用者に財産を判決執行債権者に対して引き渡させるため、30日以内の期間を決定する。この期間が終了したが、その者が実行しない場合、又は財産を直接管理、使用する者がいない場合、民事判決執行機関は、法令の規定に従い、財産の引渡しの強制も含めた判決執行債権者に対する財産の引渡しを組織する。
- b) 金銭の支払に関する義務を執行しなければならない者が死亡し、財産が残っている場合、民事判決執行機関は、相続人又は判決執行債務者の遺産の管理者に判決執行債務者が残した判決執行義務の履行について合意させるため、通知文書を作成し、30日以内の期間を決定する。この期間が終了したが、相続人又は遺産の管理者が判決執行債務者の義務の履行について合意しない又は合意できない場合、民事判決執行機関は、判決の執行を担保するため、判決執行債務者の残っている財産に対して判決執行の保全措置、判決執行の強制措置を適用し、同時に、財産に関連する者が相続遺産分割訴訟を提起する権利を行使できるよう、通知の日から30日以内の期間を決定する。相続遺産分割訴訟を提起する権利の行使に関する通知期間が終了したが、提訴する者がいない場合、民事判決執行機関は、判決執行のため財産を処分する。

第8条 b 判決執行の委託の実施

1. 判決執行債務者が複数の場所に複数の財産を有している場合、民事判決執行機関は、次の順序に従って委託を実施する。
 - a) 各当事者の合意に従う。
 - b) 判決を執行するために十分な財産がある場所
 - c) 財産が判決を執行するために十分でない場合、最も価値のある財産がある場所、最も多くの財産がある場所に委託する。
2. 委託決定には、委託の内容、執行が完了した項目、執行を継続する項目及び委託の実施に必要な情報を明記しなければならない。

判決執行委託決定を送付する際は、民事判決執行機関は、判決、決定、財産の差押え¹³、仮差押え¹⁴調書の謄本、その他の関連資料があればこれを添付して送付しなければならない。複数の場所に委託しなければならない場合、民事判決執行機関は、委託地の民事判決執行機関の印のある判決、決定及び関連資料の謄本を

¹³ 原文では、“kê biên”である。

¹⁴ 原文では、“tạm giữ”である。

複数作成し、委託を受ける地の民事判決執行機関に送付する。

3. 民事判決執行機関が委託を受けたが、判決執行債務者が自身の地方に財産を有していない、又は居住していない、就業していない、あるいは本店を置いていない場合、次のとおり解決する。
 - a) 職権による判決執行決定の委託を受けた場合、委託を受けた機関が、法令の規定に従って、判決執行を処理する。判決執行債務者が他の地方に財産を有している、又は居住している、就業している、あるいは本店を置いていることを発見したときは、執行条件が整った地の民事判決執行機関に対して更に委託する。
 - b) 申立てに基づく判決執行決定の委託を受けた場合、委託を受けた民事判決執行機関は、当事者に申立書を関連資料とともに返却し、判決執行債務者に執行条件が整ったときに、その者が再度判決執行の申立てができるようにする。

第8条 c 判決執行の時点で財産の価値が変動した場合の判決執行

1. 財産の価値が判決執行の時点で判決、決定が法的効力を生じた時点と比較して 20 パーセント以上増加又は減少し、各当事者の少なくともいずれかが財産評価¹⁵の申立てをする場合、執行官は、民事判決執行法 59 条の規定に基づき、判決執行の時点で財産の価値が変動した場合の判決執行を実施するため、財産評価を組織する。
2. 財産評価の申立てをした者は、財産の価値が変動したことを証明する資料を、財産評価の申立書に添付して供給する責任を有する。財産の価値が変動したことを証明する資料は、人民委員会若しくは権限を有する専門機関が発行する財産の価格表、又は同類の財産の地方における実際の譲渡価格などである。

当事者の財産評価の申立書を受領した日から 30 日以内に、執行官は、民事判決執行法 98 条の規定に従って評価手続を進行しなければならない。評価のための費用は、評価申立人が負担する。

3. 評価結果が出た日から 10 日以内に、執行官は、判決執行で金銭を受領した者に対する清算のため、財産を受領した者に対し、当事者が判決、決定に従って受領できる財産の価値と本条 2 項が規定する財産の価値を比較した比率に相応する金銭を納付するよう、文書で通知する。

判決執行の金銭納付請求書を受領した時から 30 日以内に、財産受領者が判決執行の金銭を自発的に納付しない場合、執行官は、判決執行のため、財産の競売を組織する。財産の売却で得られた金銭は、判決執行の遅延損害金は計算せず、

¹⁵ 原文では、“định giá”である。

各当事者が判決、決定に従って受領することができる金銭、財産を比較して相応する割合に従って清算される。

4. 本条 3 項が規定する財産の競売の費用は、民事判決の強制執行費用に関する法令の規定に従い、当事者が実際に受領した金銭、財産の比率に応じて負担する。
5. 財産を管理する者が競売で財産を購入した者に対して自発的に財産を引き渡さない場合、民事判決執行の強制を受け、民事判決の強制執行費用に関する規定に従って費用を負担しなければならない。

第9条 判決執行のための書類、財産の仮差押え

1. 必要な場合、執行官は、警察隊¹⁶又はその他の組織、個人に対し、当事者の書類、財産の仮差押の補助を求めることができる。
2. 財産、書類の仮差押え調書には、財産、書類の仮差押えを受ける者の氏名；仮に差し押さえられた財産、書類の種類；仮に差し押さえられた財産、書類の数量、分量、寸法及びその他の特徴を明記しなければならない。

仮差押え財産が現金である場合は、各種の金銭の枚数、額面を、外貨のときはどの国の金銭かを、必要なときはシリーズ番号を明記しなければならない。

仮差押え財産が貴金属、宝石である場合は、財産の仮差押えを受ける者又はその親族の面前で封印しなければならない。書類、財産の仮差押えを受ける者又はその親族が封印への立会いに同意しない場合は、証人の面前で行う。封印上には、財産の種類、封印する財産の数量、寸法及びその他の特徴を明記し、執行官、仮差押えを受ける者又はその親族又は証人が署名する。封印については、財産の仮差押え調書に記入しなければならない。

仮に差し押さえた財産、書類は、民事判決執行法 58 条の規定に従って保管される。

3. 仮に差し押さえた財産、書類の返却を返却するときは、執行官は受領者に対し、財産、書類を仮に差し押さえられた者であること又はその者の委任を受けた者であることを証明する各書類の提示を求める。

執行官は受領者に対し、民事判決執行機関の倉庫管理人の立会いの下で、仮差押えを受けた財産、書類の数量、分量、寸法及びその他の特徴について検査を求める。

財産、書類の返却については、調書を作成しなければならない。

¹⁶ 原文では、“lực lượng cảnh sát”である。

第10条 財産の登記，所有権，使用権の移転，現状の変更の一時停止

財産の登記，所有権，使用権の移転，現状の変更の一時停止に関する決定を受領した時点から，登記，所有権，使用権の移転機関，その他の関連する機関，組織，個人は，財産の差押え又は財産の登記，所有権，使用権の移転，現状の変更の一時停止の終了に関する執行官の決定を受領するときまで，財産の登記，所有権，使用権の移転，現状の変更をすることができない。

本時点の後に登記，所有権，使用権の移転，現状の変更が行われた財産については，執行官は，法令に従って判決を執行するために処理する権利を有する。紛争がある場合は，民事訴訟手続に従って解決するため各当事者に提訴を案内する。

第11条 口座内の金銭の凍結

1. 口座凍結決定は，凍結される金額を明確に確定しなければならない。執行官は，判決執行債務者の口座凍結決定を，判決執行債務者の口座を管理している国庫，商業銀行，その他の信用組織の法令に基づく代理人又は当該機関，組織の書類を受け取る責任を負う者に直接交付し，決定の交付について調書を作成しなければならない。

調書には，執行官，判決執行債務者の口座凍結決定を受領した者が署名する。判決執行債務者の口座凍結決定を受領した者が署名しない場合，証人が署名しなければならない。

2. 口座凍結決定を受領した時点から，判決執行債務者の口座を管理している国庫，商業銀行，その他の信用組織は，口座凍結決定を厳正に執行しなければならない。

執行官は，国庫，商業銀行，その他の信用組織から提供を受けたときは，保全措置の適用を受けた判決執行債務者の口座に関する情報について秘密を保持する責任を有する。

第12条 口座内の金銭の控除

1. 口座内の金銭の控除決定には，次の各内容を明記しなければならない。

- a) 決定の発行年月日
- b) 決定の発行根拠
- c) 執行官の指名
- d) 判決執行債務者の氏名
- d) 当事者の口座番号
- e) 口座が開かれている国庫，商業銀行，その他の信用組織の名称，住所
- g) 控除すべき金額

- h) 控除された金銭を受領する民事判決執行機関の口座番号
 - i) 控除を実施する期限
2. 強制を受ける対象が複数の相互に異なる国庫，商業銀行，信用組織に預金口座を開いている場合，執行官は，口座の残額に基づき，判決執行で得るべき金銭及び判決の強制執行費用（あれば）全額の徴収を担保するため，一つの口座又は複数の口座に対する口座内の金銭控除の強制措置の適用を決定する。

第 13 条 判決執行債務者の経営活動からの金銭の徴収

1. 執行官は，判決執行債務者の経営業種の性質に応じて，日，週，月，期又は年ごとに判決執行債務者の経営活動から金銭を徴収する。

判決執行債務者の経営活動から徴収する金額を確定する際，執行官は，判決執行債務者の実際の経営に関する帳簿，書類及び状況を基礎とする判決執行債務者の経営結果に基づく。

2. 経営生産活動並びに判決執行債権者及び家族の生活のために最少限度の金額を残す程度については，判決執行債務者及び被養育者のための最少限度の生活条件を保証しなければならない。判決執行債務者及びその者が扶養¹⁷，養育¹⁸義務を有する者の最少限度の生活の程度の確定は，彼らが生活する地方に適用される貧困水準に基づく。

経営生産活動のための最少限度の金額を残す程度は，経営の分野，職種の性質；判決執行債務者の経営規模に基づき，執行官が決定し，この決定額は調整することができる。

第 14 条 第三者が保持する判決執行債務者の財産，金銭の回収

1. 組織，個人が判決執行債務者の金銭，財産を保持しているのを発見したときは，執行官は，業務調書を作成し，又は文書を発行して，金銭，財産を保持している組織，個人に対し，判決を執行するため，民事判決執行機関に対する引渡しを求める。

判決執行債務者の金銭，財産を保持している組織，個人が当該金銭，財産の引渡しに関する執行官の要求に応じない場合，判決を執行するため，各保全措置，強制措置の適用を受ける。

判決の強制執行費用は，判決執行債務者が負担する。

¹⁷ 原文では，“cấp dưỡng”である。

¹⁸ 原文では，“nuôi dưỡng”である。

2. 組織、個人が判決執行債務者に対して金銭、財産を支払わなければならないことを発見し、当該金銭、財産が法的効力を生じている裁判所の判決、決定により確定されている場合、執行官は当該組織、個人に対し、判決を執行するため、民事判決執行機関に対する金銭、財産の引渡しを求める。判決執行債務者に対して金銭、財産を支払わなければならない組織、個人が実施しない場合、執行官は、判決執行の金銭、財産を回収するため、当該組織、個人に対して必要な判決の強制執行措置を適用する。

この場合における判決の強制執行費用は、判決の強制執行を受けた組織、個人が負担する。

第 15 条 差押え財産の価格の確定

1. 執行官は、価格の確定時点で未使用の同種の製品の市場での売値が 5 百万ドルを超えない財産である価値の低い差押え財産の価格を決定する。
2. 民事判決執行法 98 条 3 項 a 号が規定する業務契約を締結できない場合、執行官は、差押え財産の価格を確定する前に、財政機関、関連を有する専門機関の意見を参考にする。財政機関、関連を有する専門機関の意見の参考については、執行官及び当該財政機関、専門機関の署名がある文書又は調書を作成しなければならない。

執行官の提議を受けた日から 15 日以内に、財政機関、専門機関が文書により意見を述べない場合、民事判決執行機関の首長は同級の人民委員会の主席に対し、執行官が差押え財産の価格を確定できるようにするため、意見を述べるよう各専門機関を指導するよう提議する。

第 15 条 a 差し押さえた財産の評価

1. 当事者が、差押え財産が存在する省、中央直轄都市の地域内の価格鑑定¹⁹組織又はほかの地域の価格鑑定組織について合意した場合、執行官は当事者が選択した価格鑑定組織と業務契約を締結する。

価格鑑定組織の選択に関する当事者の合意は、差押え財産の再評価についても行うことができる。

2. 前の価格鑑定の結果が客観的でないことを証明する根拠があり、自身の合法的な権利に直接消極的な影響が及ぶ場合、当事者は、ほかの価格鑑定組織を用いて

¹⁹ 原文では、“thẩm định giá”である。

再鑑定することを提議する権利を有し、再鑑定の費用を負担しなければならない。ただし、評価に関する規定違反があり、民事判決執行法 99 条 1 項 a 号に基づいて再評価する場合を除く。

3. 当事者が、財産の競売を公開通知する前に民事判決執行法 99 条 1 項 b 号の規定に基づき差押え財産の再評価を求めた場合、又は競売が不成功に終わった、競売参加登記をした者、入札した者がいなかった財産の再評価を求めた場合、執行官は、差押え財産の再評価を組織する。執行官は、再評価を求めた者は法令の規定に従い財産の再評価費用を負担しなければならないことを当事者に通知する。

本項の規定に基づく財産再評価の申立ては、財産競売に関する最初の通知をする前に一回だけ行うことができ、競売が不成功に終わった、競売参加登記をした者、入札した者がいなかった財産について一回行うことができる。再評価の申立ては、当事者が次の期間内に申立書を提出した場合に限って承認される。

- a) 最初の財産競売通知のための財産に対する価格鑑定の結果に関する通知を受領した日から 5 営業日
 - b) 競売が不成功に終わった、競売参加登記をした者、入札した者がいなかった旨の通知を受領した日から 10 日
4. 本条 2 項及び 3 項が規定する再鑑定した財産の価格は、財産競売の開始時の価格である。

第 15 条 b 共同所有に属する財産の購入優先権の保証

1. 共同所有に属する財産については、売却する前にまず、執行官は、通知し、共同所有者が判決執行債務者の財産持分を購入できる優先権を有する期間を、適式な通知を受けた日から不動産については 3 か月、動産については 1 か月以内の期間で定める。判決執行債務者と共に財産を共同所有する者は、定められた価格に従って財産を優先的に購入することができる。
2. 共同所有者が財産を購入しない場合、本条 1 項が規定する優先期間が満了した日から 5 営業日以内に、執行官は、判決を執行するため、判決執行債務者とその他の者の共同所有に属する財産を売却し、又は競売業務契約を締結する。

第 16 条 a 知的所有権の移転

執行官が、知的財産法 84 条 4 項の規定に基づき知的所有権をほかの機関、組織、個人に移転して活用、使用させる旨決定した場合、上記権利の移転は、知的所有に関する法令の規定に基づく知的所有権の移転に関する各規定に符合していなければならない。

第 16 条 知的財産権の評価

1. 判決執行のための知的財産権の評価は、知的財産権の価格鑑定に関する法令の規定に従って行う。
2. 知的財産権の評価を申し立てる機関、組織、個人は、民事判決執行法 73 条の規定に従って評価の費用を弁済しなければならない。

第 17 条 知的財産権の競売

1. 知的所有権の競売の管轄権
 - a) 1000 万ドン以上の価値を有する知的財産権の競売は、競売組織が実施する。
 - b) 1000 万ドン未満の価値を有する知的財産権の競売、又は判決執行を組織する省、都市に競売組織が存在しない、若しくは存在するが当該組織が競売業務契約の締結を拒否する場合における競売は、執行官が実施する。
2. 知的所有権の競売は、財産の競売に関する法令の規定に従って実施される。

第 17 条 a 競売参加者、入札者が不在判決執行財産の処理

財産の競売について法令の規定に従い 2 回掲示、公開通知したが、競売に参加した者、入札した者がいない場合、次のとおり処理する。

1. 執行官は、競売に参加した者、入札した者がいないことを当事者に通知する。通知を受領した日から 10 日以内に当事者が再評価を申し立てない場合、執行官は、競売を継続するため財産減価決定を発する。
2. 3 回減価したが、競売に参加する者、入札する者がいない場合、財産は次のとおり処理される。
 - a) 判決執行債権者が判決執行を得るべき金額に代えて財産を受領することに同意する場合、執行官は、判決執行債務者に通知する。

判決執行債権者が判決執行のために財産を受領することに同意したことに関する通知を判決執行債務者が受領した日から 30 日以内に、判決執行債務者が、競売に付された財産を取り戻すために判決執行の金額及び判決執行費用を全額納付しない場合、執行官は、判決執行債権者に財産を引き渡す。不動産である財産、所有権、使用権を登記しなければならない動産である財産については、執行官は、登記手続を行い、当該財産の所有権、使用権証明書を判決執行債権者に発給するため、判決執行債権者に対する財産引渡し決定を発する。判決執行債務者、財産を管理、使用している者が自発的に財産を判決執行債権者に引き渡さない場合、判決の強制執行を受ける。

- b) 判決執行債権者が判決執行のために財産を受領することに同意しない場合、執行官は、競売を継続するため財産減価決定を発する。財産が既に強制費用以下に減価されたが、判決執行債権者が依然として判決執行を得るべき金額に代えて財産を受領しない場合、財産は判決執行債務者に返却される。民事判決執行機関の首長は、民事判決執行法 51 条 1 項 c 号の規定に基づき、判決執行申立書の返却決定を発する。
3. 財産を減価する前に、執行官は各当事者に減価の程度について合意するよう求める。各当事者が減価の程度について合意しない又は合意できない場合、執行官が減価の程度を決定する。各回の減価は、以前に定められた価格の 10 パーセントを超えてはならない。

第 18 条 没収、国家財源への組入れを宣告された物証、仮差押え財産の処理

1. 判決執行を組織している民事判決執行機関と同級の財政機関、軍区級判決執行機関の庁舎所在地又は物証、財産を留置している地の省級財政機関は、没収、国家財源への組入れを宣告された物証、財産を処理するため、受け入れる責任を有する。ただし、本条 2 項が規定する場合を除く。
2. 物証、財産が、武器、補助装置、爆発物、有害物、毒物、放射性物質、林産物、危機に瀕した、貴重な、希少な種として表に掲載されている動物、国防、安寧のための専用技術装置、手段又は歴史、文化遺産に属する物品である場合、当該種類の財産の管理を管轄する国家機関が受け入れる責任を有する。
3. 民事判決執行機関は、物証、財産を引き受ける責任を有する機関に対し、通知し、引受けのための通知を受けた日から 10 日という期限を決定する。
 上記期限が満了したが物証、財産を引き受けない場合、引き受ける責任を有する機関は、財産の保管のための各費用を弁済しなければならず、引受けが遅れた時点からすべての危険を負担しなければならない。
 没収、国家財源への組入れを宣告された物証、仮差押え財産の引渡しは、民事判決執行機関の倉庫又は物証、仮差押え財産を留置している場所で行う。
4. 没収、国家財源への組入れを宣告された財産について、財政機関が判決執行を組織している同級の民事判決執行機関に当該財産の処理を文書で委任した場合、民事判決執行機関は、法令の規定に従って処理し、国家財源への組入れ手続を行う。

第 19 条 物証、財産の破棄

1. 物証、財産破棄評議会は、設立された日から 10 日以内に、物証、財産の破棄

を実施する。

2. 各種物証，財産の破棄は，焼却，破壊の各形式又はその他の適切な形式により実施する。

有害物質化する種類又は各専用設備又は専門家が必要なその他の各物証，財産を破棄する場合，執行官は，安全で破棄を行う地の環境に影響を及ぼさないことを保証した破棄を実施するため，物証，財産の破棄の条件を保証する専門家，機関と契約を締結する。

3. 物証，財産の破棄経費は，国家予算から支出される。

第 20 条 連帯義務の執行を委託する場合の判決執行保全措置の適用

判決執行債務者が相互に異なる複数の地方に居住し又は財産を有し，連帯義務の執行を委託する場合で，委託を受けた地の財産が判決執行のために十分なものでないときは，委託を受けた地の民事判決執行機関は，判決執行を回避するために財産を散逸，隠匿するのを回避するために，判決執行に関連するすべての者，財産に対して各判決執行保全措置を適用する権利を有する。

第 21 条 労働者の復帰を強制する判決，決定の執行

1. 民事判決執行法 121 条 3 項の規定に従って自発的に労働者に給与を弁済しない労働使用者は，各判決執行保全措置，強制措置の適用を受ける。
2. 言い渡された裁判所の判決，決定が，労働使用者は労働者に対し判決が法的効力を生じた日から労働者が復帰した日まで給与を支払い続けなければならないという内容を有する場合，判決執行は，判決，決定の内容のとおり実施される。

言い渡された裁判所の判決，決定が，労働使用者は労働者に対し判決が法的効力を生じた日から労働者が復帰した日まで給与を支払い続けなければならないという内容を有しない場合，判決執行は，民事判決執行法 121 条 3 項の規定に従って実施される。

第 22 条 一時緊急措置適用決定の執行

1. 民事判決執行機関の首長は，判決執行債務者がほかの省に居住し，又は財産を有しているときは，判決執行債務者が居住し，又は財産を有する地の民事判決執行機関に対し，次の一時緊急措置適用決定についてのみ委託をすることができる。
 - a) 当事者に対する一定の行為の禁止又は強制；個人，組織に未成年者の監護，養育，世話，教育を担当させること；労働者の解雇決定の一時停止
 - b) 扶養義務の一部を事前に履行することの強制；生命，健康の侵害による損害賠

償義務の一部を事前に履行することの強制；労働使用者に給与，労賃，賠償金，労働災害又は職業病手当を労働者に仮払いすることの強制

c) 係争財産の差押え

d) 果実又はその他の産品，商品の収穫，売却の許可

2. 一時緊急措置適用決定を受領した時から 24 時間以内に，民事判決執行機関の首長は，判決執行決定，又は判決執行債務者が居住し若しくは財産を有する地の民事判決執行機関に対する執行の組織の委託決定の発出を審査する。

判決執行委託決定を受領した時から 24 時間以内に，委託を受けた民事判決執行機関の首長は，判決執行を組織するため，判決執行決定を発し，民事判決執行法 130 条の規定に従って直ちに各措置を適用する。

第 23 条 監督審，再審決定の執行

1. 裁判所の判決，決定が一部又は全部取り消され又は修正された場合における，民事判決執行法 135 条 3 項に基づき競売所有者に賠償すべき財産価値は，賠償決定の時点の地方の市場における財産の価格である。

2. 法令に反する判決，決定を発したことにより損害が発生した場合，法令の規定に従って解決する。

第 24 条 判決執行の結果の確認

1. 判決執行の解決権限を有する民事判決執行機関の首長は，申立てがあるときは，判決執行決定に基づく当事者の判決執行の権利，義務の実現結果について文書により確認する。

2. 確認文書の内容は，判決，決定に基づく義務，判決執行決定に基づき執行しなければならない義務の項目及び確認の時点までの判決執行の結果を明示したものでなければならない。

確認された判決執行の結果は，当事者が判決執行決定に基づく自身の権利，義務の全部又は一部の実現を終了したこと，又は判決執行が定期的に進行されている場合における定期の判決執行義務の執行を終了したことを示す。

第 24 条 a 判決執行で得られた金銭の清算順序

1. 判決執行強制決定に基づき徴収した判決執行金は，当該判決執行強制決定があった時点までに判決執行の申立書を提出した判決執行債権者すべてに対して弁済され，判決の強制執行の根拠となった判決執行の申立てには束縛されない。残額は，弁済の時点までに現れた，強制決定があった後のその他の各判決執行決定に

基づく判決執行債権者に対して弁済される。

2. 民事判決執行法 47 条 3 項の規定に基づき優先的に弁済される具体的な義務は、当該具体的な義務の執行を担保するための差押えを宣言した裁判所の判決、決定中で具体的に確定されなければならない。

第 24 条 b 競売財産を購入した者、判決執行のために財産を受領した者の権利の保証

1. 競売財産を購入した者、判決執行のために財産を受領した者は、競売で購入した財産、判決執行のために受領した財産の所有権、使用权を保証される。
2. 競売財産を購入した者が競売財産購入金を既に全額納付している場合、判決、決定が執行停止、抗議²⁰、修正又は取消しを受けたときでも、民事判決執行機関は、競売財産を購入した者に財産を引き渡すための判決の強制執行の実施も含め、財産の引渡し手続きを続けて完了させる。ただし、次の場合を除く。
 - a) 競売の手順、手続きが法令の規定に違反しており、それが競売財産を購入した者の故意、過失による。
 - b) 判決執行債務者、判決執行債権者及び競売財産を購入した者が別の合意をした。
3. 競売財産を購入した者、判決執行により得られる金銭に代えて財産を受領する者に対する財産の引渡しの強制は、物の移転、財産権の移転を強制する民事判決の強制執行に関する規定に従って実施される。

第 25 条 判決執行に関する不服申立ての解決

1. 解決のために受理する必要のない不服申立書については、申立書を受領した機関は受理する責任を負わないが、申立書を受領した日から 5 日以内に不服申立人に文書により指導、回答しなければならない。指導、回答は一つの不服申立事件につき一回のみ実施する。不服申立人が不服申立事件に関連する原本である各書類、資料を添付して提出した場合、当該各書類、資料を不服申立人に返却する。

不服申立書が不服申立ての内容、告発の内容を有する場合、判決執行に関する不服申立ての内容は判決執行に関する不服申立ての解決についての規定に従って解決され、告発の内容は告発の解決に関する規定に従って解決される。

2. 下級の解決管轄権に属するが、規定の期限が経過しても解決されない不服申立書については、上級の判決執行機関又は判決執行管理機関の首長が下級に解決を求め、同時に下級の解決を指導、検査、督促する責任を有し、当該不服申立ての

²⁰ 原文では、“kháng nghị”である。

解決について責任を怠った又は故意に遅延させた者を処分するため、権限に従った措置を適用する。自身の権限を超える措置を適用する必要がある場合、権限を有する国家機関、者に対して処分を建議する。

3. 判決執行保全措置の適用決定に対する不服申立てを解決する権限を有する者の最初の不服申立てを解決する決定は、執行力²¹を有する。
4. 執行力を有する不服申立てを解決する決定は、次の場合民事判決執行法 142 条 4 項 b 号及び 7 項 b 号の規定に従って再審査される。
 - a) 不服申立てを受けた決定、行為が法令に違反しているが、不服申立てを解決する決定が当該決定、行為は法令に適合していると主張する場合
 - b) 不服申立ての解決が、判決執行に関する不服申立ての解決手続についての法令の規定に違反していた場合
 - c) 不服申立ての解決結果を抜本的に変更する新たな事情がある。

第 III 章 判決執行の免除、軽減及び判決執行のための財政保証

第 26 条 国家予算への納付に関する判決執行義務の免除、軽減

1. 国家予算への納付に関する義務を履行しなければならない者が、執行しなければならない額の少なくとも 50 分の 1 であり、価額の定めのない訴訟費用より低くない価値を執行した場合、民事判決執行法 61 条 2 項及び 3 項の規定に基づき執行義務の免除、軽減の検討を受ける。

最初の判決執行決定が、民事判決執行法 61 条 1 項が規定する判決執行義務の免除、軽減を検討する期間を確定するための根拠となる。

2. 免除、軽減の検討を受ける国家予算への納付額は、裁判所の判決、決定中で確定された義務である。判決、決定中で確定された義務額の免除、軽減を受けたときは、免除、軽減を受けた金額に対する判決執行遅延損害金の部分も当然に免除される。

判決執行債務者が、判決執行決定に基づく国家予算への納付義務額全部の免除を受けた、又は義務額がなくなるまで軽減を受けたときは、判決執行は終結する。

3. 国家予算への納付義務額軽減の審査は、次のとおり実施される。
 - a) 残存する判決執行の義務額が 1000 万ドンから 1 億ドンの価値を有する場合、各回の軽減は判決執行の残存金額の 3 分の 1 を超えてはならない。
 - b) 残存する判決執行の義務額が 1 億ドン以上の価値を有する場合、各回の軽減は

²¹ 原文では、“hiệu lực thi hành”である。

判決執行の残存金額の5分の1を超えてはならない。

4. 国家予算への納付義務額の免除，軽減の検討を提議する記録の作成は，判決執行を組織している民事判決執行機関が実施する。省級の民事判決執行機関執行が執行を組織している判決執行については，省級の民事判決執行機関が免除，軽減を提議する記録を作成し，省級の民事判決執行機関の庁舎所在地の県級人民裁判所に送付する。

第27条 判決執行義務を履行するために国家予算から財政保証を受ける対象

1. 国家機関
2. 国家予算から経費の支給を受けてすべての活動を行う政治組織，政治社会組織及び政治組織，政治社会組織に属する各機関，単位
3. 国家により設立され，国家予算により活動経費を全部保証されている事業単位
4. 国家により活動経費を全部保証されている武装勢力に属する単位

第28条 判決執行のための財政保証の条件

判決執行のための財政保証を受ける対象に属する判決を執行しなければならない機関，組織は，故意，過失がある者に義務の履行を求めたが，その者が義務を履行する能力を有しない，若しくは判決執行義務の一部を充足するだけの金銭しか納付できない場合，又は当該機関が支給を受けた自主的な経費源から節約した経費を使用しても依然として判決を執行する能力がない場合に限って，国家予算により判決執行のための財政保証を受けることができる。

第29条 判決執行のための財政保証の決定権限

1. 中央の管理に属する単位である判決を執行しなければならない組織に対する判決執行の保証経費は，中央予算により保証される。地方の管理に属する単位である判決を執行しなければならない組織に対する判決執行の保証経費は，地方予算により保証される。武装勢力内の各単位に対する判決執行の保証経費は，国家予算により保証される。
2. 国家予算からの財政保証の権限，程度は，国家予算に関する法令の規定に従う。

第30条 判決執行のための財政保証の手続

判決執行のための財政保証を受ける対象に属する判決を執行しなければならない機関，組織は，判決執行のための財政保証を提議する記録を作成する責任を有する。

司法省及び財政省は、判決執行のための財政保証に関する提議記録の作成、期限、手続、審査、決定、判決執行のための財政保証経費の予算立て、支給、決算及び返還を案内する。

判決執行のための財政保証経費は、ほかの目的のために使用してはならない。

第 IV 章 判決執行の費用²²，手数料²³

第 31 条 判決の強制執行の費用

1. 執行官に判決執行条件の検証を求める判決執行債権者は、検証のための現実的で合理的な各費用を支払わなければならない。

判決執行条件の検証費用は、司法省が財政省と協調して具体的に規定する。

2. 民事判決執行法 73 条 3 項 c 号が規定するその他の必要な経費は、次のものを含む。

- a) 執行官が強制執行を進行する前に各関連機関との会議を組織した場合の、強制執行に関する会議の費用
- b) 判決執行債務者の金銭を徴収できない場合の強制執行費用
- c) 判決執行債務者の書類、資料の仮差押え措置の適用のために現実に支出した額
- d) 当事者がヴェトナムの少数民族に属する者であり、ヴェトナム語を理解できない場合に通訳者、翻訳者を配置する費用

上記各支出は国家予算から弁済される。支払額は、司法省及び財務省が合意の上規定する。

3. 手当制度が、民事判決の強制執行に直接参加する執行官、判決執行業務を行うその他の公職者、検察官、警察官、自衛軍民、地方政権の代表、社会組織の代表及び必要な場合に民事判決の強制執行に参加するよう動員された村落、その他の勢力の代表、長²⁴に対して適用される。判決の強制執行を主宰した者及び直接参加した者に対する具体的な手当の額は、財政省及び司法省が合意の上規定する。

第 32 条 判決の強制執行費用の免除、軽減

1. 個人である当事者は、次のいずれかの場合には、判決執行を組織する権限を有する判決執行機関の首長から強制執行費用の免除、軽減の審査を受けることができる。

²² 原文では、“chi phí”である。

²³ 原文では、“phí”である。

²⁴ 原文では、“đại diện tổ phố, trưởng thôn, già làng, trưởng bản và các lực lượng khác”である。

- a) 平常な生活を送るための最少限度の生活費を保証するだけの収入がない，又は天災，火災により長期間にわたる困難な特別の経済環境に陥った。

最少収入額は，国家が具体的な時期に応じて発行する貧困基準に従って確定される。

- b) 政策家族又は革命に貢献した家族に属する者
c) 孤独者，障害者，慢性的な病人

2. 当事者は，判決の強制執行費用の免除，減少の審査を提議する申立書を提出し，判決の強制執行費用の免除，軽減の審査を提議する理由を明記しなければならない。

申立書には，判決の強制執行費用の免除，軽減の審査を提議する理由を証明する書類を添付しなければならない。経済的な困難を有する当事者，孤独者に当たる当事者は，居住，生活する地の社級人民委員会の確認又は自身が収入を受領する機関，組織の長の確認を得なければならない。政策家族，革命に貢献した家族である当事者は，権限を有する機関が証明のために発給した書類を提出しなければならない。障害者，慢性的な病人である当事者は，医療鑑定評議会又は県級以上の医療機関の確認を受けなければならない。

3. 判決の強制執行費用の免除，軽減額は，次のとおり確定される。

- a) 本条 1 項 a 号，c 号が規定する当事者は，納付すべき判決の強制執行費用額の 50 パーセントの権限の審査を受けることができる。

- b) 本条 1 項 b 号が規定する当事者が少なくとも強制執行費用の 2 分の 1 を執行したときは，残存する判決の強制執行費用の免除の審査を受けることができる。

4. 財産評価に関する手続違反，規定に反する強制執行費用の免除，軽減決定の発出について故意，過失がある当事者は，その結果，国家予算により強制執行費用を支払わなければならなかった場合，当該金額を国家予算に対して賠償する責任を有する。

強制執行の対象が，判決執行を回避するために金銭，財産を散逸，隠匿していた，又は判決の強制執行費用の免除，軽減を受けるために事実と異なる根拠を提出していたことを発見した場合，判決の強制執行費用の免除，軽減の審査決定は，民事判決執行機関の首長により取り消される。

第 33 条 判決執行手数料の額，徴収，管理及び使用手続

1. 判決執行の手数料の額は，現実に受領した金銭又は財産の価値の 3 パーセントであるが，判決執行の申立書 1 通につき 2 億ドンを超えてはならない。

裁判所が財産の価値を宣告しなかった，又は宣告したが手数料を徴収する時点

の市場価格と比較してもはや適切でない（変動が 20 パーセントを超える）場合、手数料を徴収する機関は、判決執行債権者が納付すべき判決執行手数料を確定するため、財産の評価を組織する。評価費用は、民事判決執行機関が判決執行手数料から支払うことができる。

2. 民事判決執行機関の首長は、判決執行債権者に金銭又は財産を支払うときは、判決執行手数料の徴収を実施するため、判決執行手数料徴収決定を発する。

判決執行債権者が判決執行手数料を納付しない場合、手数料を徴収する機関は、判決執行手数料の徴収を保証するため、判決執行債権者に引き渡した財産の競売を含め、判決執行のための強制措置を適用する権利を有する。

3. 判決執行手数料の徴収、納付、免除、軽減、管理、使用手続は、財政省が司法省と協調して規定する。

第 34 条 判決執行手数料を負担する必要がない場合

判決執行債権者は、次の各金銭、財産を受領するときは、判決執行手数料を負担する必要がない。

1. 扶養費用；生命、健康、名誉、人格に関する損害賠償金；給与、労働賃；失業手当、退職手当金；社会保険金；解雇、労働契約の解約に関する損害賠償金
2. 貧困を撲滅、削減し、山岳地域、遠隔地域、困難、特別困難な地域を補助する国家の社会政策プログラムを実施するための経費、人民の健康管理、教育のために直接用いられる経費であって、営利の目的がなく、判決執行債務者が受領したもの
3. 精神的な意義のみを有し、受領者の人身と結びついており、交換可能性がない現物の受領
4. 判決執行の申立書に基づく金額又は財産の価値が、国家が規定する共通最少賃金額の二倍を超えない。
5. 銀行が貧困者及びその他の各政策対象者に対して貸付けを行った場合の、社会政策銀行が貸し付けた金員の回収
6. 裁判所の判決、決定が、審理の際に、訴訟費用について価額を定めない旨、又は定めるが徴収しない旨を確定した。
7. 民事判決執行法 36 条 1 項 b 号が規定する職権で判決を執行する場合において、当事者に対して金銭、財産が返還された。

第 34 条 a 民事判決執行における民事司法共助

1. 民事判決執行における外国に対する民事司法共助の申立て

- a) 判決，決定を執行する過程にある民事判決執行機関は，外国の権限を有する機関に対し，司法共助の実施を申し立てることができる。

外国の権限を有する機関に対する司法共助の実施の申立て手順，手続，記録及び費用並びに司法委託記録は，司法共助に関する法令及びヴェトナムが加盟している国際条約の規定に従う。

- b) 申し立てた内容に適合した十分な司法委託の結果を受領したときは，民事判決執行機関は，民事判決執行に関する法令の規定に従って判決執行を実施する。委託結果が申し立てた内容に適合していない若しくは十分でない場合，又は司法省が一回目の適式な司法委託記録を送付した日から 3 か月が経過したが，司法委託の結果に関する通知を受領できない場合，民事判決執行機関は，司法委託を継続する。

外国の権限を有する機関，外国におけるヴェトナムの代表機関が司法委託の実施について結果がない旨の通知をした場合，又は司法省が二回目の適式な司法委託記録を外国の権限を有する機関若しくは外務省に送付した日から 6 か月が経過したが，司法委託の実施結果の通知を受領できない場合，民事判決執行機関は，既に有している資料に基づき，民事判決執行に関する法令の規定に従って判決執行を解決する。

当事者の財産，人身に関連する書類，資料の引渡しに関する判決の執行について，外国の権限を有する機関，外国におけるヴェトナムの代表機関が司法委託の実施について結果がない旨の通知をした場合，又は司法省が適式な司法委託記録（二回目）を外国の管轄を有する機関若しくは外務省に送付した日から 1 年の期限が満了したが，当事者が現れて受領しない場合，民事判決執行機関は，当該書類を発行した機関に対する引渡手続を行う。

2. 民事判決執行における外国の司法共助の実施

民事判決執行機関は，民事判決執行に関連する外国の権限を有する機関の司法共助の申立てを受領し，処理する。

民事判決執行に関連する外国の権限を有する機関の司法共助の申立ての実施手順，手続は，司法共助に関する法令及びヴェトナムが加盟している国際条約の規定に従う。

3. 民事判決執行における民事司法委託の申立て及び実施権限

- a) 省級の民事判決執行機関は，民事判決執行における司法共助を申し立て，実施する権限を有する。
- b) 判決，決定の執行を解決する過程で，民事司法共助の必要性が発生したときは，県級の民事判決執行機関は，司法共助法 11 条の規定及び執行を案内する各文書に

従って司法委託記録を作成し、司法委託を実施するため、省級の民事判決執行機関に送付する。民事司法共助の実施を申し立てる権限を有する民事判決執行機関は、司法委託に賛成するときは、司法省に送付する。

第 34 条 b 大型、複雑な判決執行事件の執行の指導

1. 必要な場合、司法省大臣の提議に基づき、政府首相は、具体的な事件について判決執行指導委員会を設立する。
2. 本条 1 項の規定に基づく判決執行指導委員会は、政府首相が、大型、複雑な、安寧、政治、社会の安全秩序に影響を及ぼす各執行事件について執行を指導するのに助言を与え、保佐する。

第 V 章 施行条項

第 35 条 施行効力及び経過条項

1. 本議定は、2009 年 8 月 24 日から施行効力を生ずる。
2. 判決、決定が、民事判決執行法が施行効力を生ずる前に言い渡された場合、判決執行の申立時効は、次のとおり計算される。
 - a) 判決、決定が法的効力を生じた日又は債務の履行期限の日から 2009 年 6 月 30 日²⁵までに満 3 年が経過している場合、民事判決執行法の規定に基づく判決執行の申立時効を適用しない。
 - b) 判決、決定が法的効力を生じた日又は債務の履行期限の日から 2009 年 7 月 1 日までに未だ 3 年の期限が経過していない場合、民事判決執行法の規定に基づく判決執行の申立時効を適用する。
3. 本議定の施行効力が生ずる前に、一部が既に執行され、又は執行し終わっていない各判決執行については、民事判決執行令²⁶の規定及び施行を案内する各文書に基づいて判決執行に関する各手続を実施した場合でも、判決執行の結果は公認される。その後の判決執行の各手続は、本議定の規定に従って引続き実施される。

第 36 条 施行及び施行の案内の責任

各大臣、省同格機関の首長、政府所属機関の首長、省、中央直轄都市人民委員会
の主席は、本議定を施行する責任を負う。

²⁵ 民事判決執行法は 2009 年 7 月 1 日に施行された。

²⁶ 原文では、“Pháp lệnh thi hành án dân sự”であり、民事判決執行法が制定されるまで民事判決執行手続を規定していた国会常務委員会令である。

司法省大臣は、民事執行活動に関する国家管理の要求に応えるため、自身の任務、権限の範囲内で、関連する各省、部門と協調して、議定内で委ねられた各条項の細則を規定し、施行を案内するとともに、その他の議定の重要な内容を案内する。

政府首相

（署名済み）

Nguyễn Tấn Dũng

番号：125/2013/NĐ-CP

ハノイ，2013年10月14日

民事判決執行手続について
民事判決執行法のいくつかの条項の細則を規定し、施行を案内する
政府の2009年7月13日付け議定第58/2009/NĐ-CP号の
いくつかの条項を修正し、補充する
議定

第2条 効力及び実施組織の責任

1. 本議定は2013年12月1日から施行効力を生ずる。